

## 非常勤職員就業規則の一部改正及び無期転換非常勤職員就業規則制定の骨子

## ○非常勤職員就業規則の一部改正

契約期間等	<p>&lt;第5条第7項関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>勤務実績が特に良好であり、かつ、なお業務の都合により必要があると本学が認めた場合には、5年（研究開発力強化法の適用を受ける者は10年）を超えて契約更新ができる旨を規定</li> </ul>
無期労働契約への転換	<p>&lt;第5条の2関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5年（研究開発力強化法の適用を受ける者は10年）を超えて契約更新をされた者が、無期労働契約の締結を申込みをしたときは、次の労働契約から無期労働契約に転換する旨を規定</li> <li>5年（研究開発力強化法の適用を受ける者は10年）未満であっても、勤務実績が極めて優秀な者を無期労働契約に転換できる旨を規定</li> </ul>
施行日	平成30年4月1日

## ○無期転換非常勤職員就業規則の制定

- 労働条件は、労働契約法第18条により、直前の有期労働契約と同一条件となる。
- 期限が定められた教育研究プロジェクト等、特定の業務に従事している特定雇用職員については、当該プロジェクト期間を前提として雇用していることから、評価の対象とせず、あらかじめ定めた雇用期限をもって任期満了とする。なお、引き続き他の教育研究プロジェクト等による雇用を妨げるものではない。（この場合、契約期間は通算されるので留意すること。）

定年	<p>&lt;第6条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無期転換された者の定年を規定</li> <li>非常勤講師・・・・・・・・満65歳（学長が特に必要と認めた場合 満70歳）</li> <li>労務補佐員・・・・・・・・満63歳</li> <li>その他の非常勤職員・・・満60歳</li> </ul>
授業科目の廃止等に伴う解雇	<p>&lt;第8条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤講師については、担当する全ての授業科目が廃止された場合で、他に担当できる授業科目がないときは第8条第2項に該当するものとして解雇</li> <li>不利益処分手続規程に定める所定の手続きは行わない</li> </ul>
休暇	<p>&lt;第14条・第15条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>無期転換前の雇用年数を通算し、年次有給休暇等を付与</li> </ul>
給与	<p>&lt;第18条～第29条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日給又は時間給・・・・・・・・無期転換前と同じ（無期転換前の雇用年数を通算）</li> <li>諸手当・・・・・・・・無期転換前と同じ</li> </ul>
退職手当	<p>&lt;第30条関係&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>退職時に、有期労働契約によるフルタイム職員であった場合に事業年度ごとに支給される退職手当額を合算して支給</li> </ul>
施行日	平成30年4月1日